京都府農業振興地域整備基本方針

所管課:経営支援・担い手育成課

根拠となる法律:農業振興地域の整備に関する法律

(平成 29~令和 7 年度)

■ 趣旨

京都府における今後 10 年間の農用地等の確保及び保全等に関する基本的な考え方を示すとともに、 平成 37 年の農用地区域内農地の目標面積を定めました。

<農用地の確保・保全等に関する基本的な考え方>

持続性のある地域農業の仕組みを構築し、再生可能な荒廃農地の再生と発生抑制に努め、農地の保全と有効利用を推進

- 新規就農・就業相談から体験・研修・地域定着までの一貫した支援
- 認定農業者、農業法人及び集落営農組織等の中核的担い手の経営力強化
- 小規模専業農家や女性農業者等の多様な担い手の育成
- 農地中間管理事業等の活用による担い手への農地の集積・集約化 など

■ 方針の指標と目標<目標年:平成37年>

〇 確保すべき農用地区域内の農地面積 22,676ha

■ 目標達成のための取組

- 市町村農業委員会と一体となった農地法に基づく遊休農地対策の徹底と農地利用の最適化のための取組の 推進
- 農業生産基盤の整備及び農用地区域の編入要件を満たす農地の編入促進
- 多面的機能支払交付金を活用した地域コミュニティによる活動の支援及び中山間地域等直接支払交付金を 活用した営農継続に対する支援による荒廃農地の発生抑制
- 〇 農地中間管理事業等を活用した農地の集積・集約化の取組や耕作放棄地再生利用緊急対策交付金等を活用した 荒廃農地の再生利用に対する支援による荒廃農地の再生
- 「京力農場プラン」の作成支援、農地利用推進チームによる農地中間管理事業等の活用による担い手への農地 の集積・集約化に係る取組の推進
- 地域住民や地域外の企業・NPOなどと連携して府民一体となった農地の保全・活用を図る「京都モデルファーム 運動」の推進